

川崎市請負工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市請負工事監督規程第35条及び川崎市請負工事検査規程第14条に定めのある工事成績評定（以下「評定」という。）について定めたもので、公共工事の品質の確保を図るために的確な評定を実施し、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円以上の請負工事について行うものとする。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、工事の請負契約についての検査を行う検査員（以下「検査員」という。）及び監督を行う主任監督員及び総括監督員（以下「監督員」という。）とする。

(評定の内容)

第4条 評定は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 工 事 成 績 : 工事の施工状況、目的物の品質及び出来形等を評価
- (2) 工事の技術的難易度 : 構造物条件、技術特性等工事内容の難しさを評価
- (3) そ の 他 : 企業からのVE提案及び総合評価落札方式による技術提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等を評価

(評定の方法)

第5条 評定は、工事ごとに監督及び検査の必要な事項について、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定結果は、工事成績評定書（川崎市請負工事監督規程第5号様式又は川崎市請負工事検査規程第4号様式）に記録するものとする。

(評定の採点)

第6条 評定者は、考査項目別運用表により採点を行い、採点の結果は、工事成績採点表（第1号様式）に記録するものとする。

(評定の時期)

第7条 監督員の評定者は、工事の完成を確認したとき、検査員の評定者は、完成検査を実施したとき、それぞれ評定を行うものとする。

(採点表の提出等)

第8条 監督員の評定者は、工事完成後それぞれの考査項目について評定を行い、工事担当課長（工事を担当する各かいの課長及び当該課長に相当する職にある者をいう。）の決裁後、検査員に提出する。

2 検査員は、完成検査後に検査員考査項目について評定を行い、評定点の合計を算出し、財政局資産管理部検査課長（以下「検査課長」という。）に報告を行うものとする。

3 検査員は、工事担当課長に工事成績評定書及び工事成績採点表を送付するものとする。

4 手直し工事確認後の評定は行わない。

(評定点の通知)

第9条 前条第2項の送付を受けた工事担当課長は、項目別評定点（第2号様式）及び別

に定める様式により受注者に対し、評定点を通知する。

(評定の修正)

第 10 条 工事担当課長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、検査課長と協議の上修正しなければならない。

2 工事担当課長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事の受注者に「工事成績評定通知書(第 3 号様式)」により通知するものとする。

(説明請求等)

第 11 条 第 9 条又は第 10 条による通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、書面により、通知を行った工事担当課長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 工事担当課長は、前項による説明を求められたときは、回答書(第 4 号様式)により回答するものとする。

(説明請求の提出)

第 12 条 説明を求める書面の提出先は、工事担当課長とする。

(再説明請求に対する回答)

第 13 条 第 11 条第 2 項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から、起算して 14 日以内に、書面により、工事担当課長に対して評定の内容について、再説明を求めることができる。

2 工事担当課長は、前項による再説明を求められたときは、別に定める工事成績評定審査委員会の審議を経て回答書(第 4 号様式)により回答するものとする。

(評定点の公表)

第 14 条 評定点は、別に定める「川崎市請負工事成績評定結果の公表に関する実施要領」により、公表するものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

平成 10 年 4 月 1 日施行の川崎市請負工事成績評定要領は廃止する。

附 則

この改正要領は、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この要領の規定は、施行日以降に完成検査を行う請負工事から適用する。

施行日前に完成検査を行う請負工事については、従前の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

この改正要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この要領の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以降に入札手続きを開始する請負工事から適用する。これ以外の請負工事については、従前の規定を適用する。

第 1 号様式

工 事 成 績 採 点 表

川崎市

工 事 名															請 負 者 名												契約金額（最終）								
															工 期												平成 年 月 日 から 平成 年 月 日								完成年月日
		主任監督員					総括監督員							検 査 員（完 成）							検 査 員（完 成）							検 査 員（完 成）							
		氏名					氏名							氏名							氏名							氏名							
考查項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5	-10																													
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5	-10																													
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10								+5		+2.5		0	-7.5	-15	+5		+2.5		0	-7.5	-15	+5		+2.5		0	-7.5	-15	
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																						
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																						
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																													
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5								+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	
	II. 品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	
	III. 出来ばえ													+5		+2.5		0	-5		+5		+2.5		0	-5		+5		+2.5		0	-5		
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						+ 点																												
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+ 点																																	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10	+7.5	+5	+2.5	0																								
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		± 点					± 点							± 点							± 点							± 点							
評定点（6.5点±加減点合計）※1		② 点					③ 点							④ 点							④ 点							④ 点							
評定点計		点					② 点×0.4+③ 点×0.2+④ 点×0.4 = 点																												
7. 法令遵守等	※7						－ 点																												
評定点合計 ※8		点					○評定合計（ 点）－法令遵守等（ 点） = 点																												
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認 ※9						履行 不履行 対象外																												
所 見 ※5		(主任監督員)											(総括監督員)											(検査員)											

※1 6.5点 + 1. ～ 3. の評定（加減点合計） + 4. ～ 6. の評定（加点点合計） = 評定点
各評定点（①～④）は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4 4. , 5. , 6. は加点点評価のみとする。また、法令遵守は、減点点評価のみとする。

※5 所見欄は必ず記入する。特に a・d・e 評価があればその内容をまたは、特別の事項があればその内容を記載する。

※6 各考查項目ごとの採点は、考查項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任、総括監督員が行う。

※7 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。

※8 評定合計は、四捨五入により整数とする。

※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。技術提案の履行確認は総括監督員が行う。

第2号様式

契約番号:

工事名:

項 目 別 評 定 点

評価項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制	I 施工体制一般	／ 3.3
	II 配置技術者	／ 4.1
2. 施工状況	I 施工管理	／ 13.0
	II 工程管理	／ 8.1
	III 安全対策	／ 8.8
	IV 対外関係	／ 3.7
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	／ 14.9
	II 品質	／ 17.4
	III 出来ばえ	／ 8.5
4. 工事特性(加点のみ)	I 施工条件への対応	／ 7.3
5. 創意工夫(加点のみ)	I 創意工夫	／ 5.7
6. 社会性等(加点のみ)	I 地域への貢献等	／ 5.2
評定点計		
7. 法令遵守等(減点のみ)		
評定点合計		／ 100点

第3号様式

年 月 日

(受注者) 様

川崎市長

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、川崎市請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を次のとおり通知します。

なお、この評定の結果に疑問があるときは、川崎市に対してその疑問の旨を付して、この通知書を受領した日から起算して14日以内に書面により説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により行います。

説明を求める場合の手続き等については、下記までお問い合わせ下さい。

1 工事名

2 工事箇所

3 工期 平成 年 月 日～平成 年 月 日

4 検査年月日 平成 年 月 日

5 評定点 点

6 競争参加資格で指定された登録業種

7 手続等の問い合わせ先

(住所)

(工事担当課名)

(電話番号)

第4号様式

川 第 号
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿（様）

川崎市長

工事成績評定に係る説明・再説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明・再説明を求められた評定内容について、次のとおり回答します。

1 工事名

2 質疑に対する回答